

## 西濃地区サッカー協会少年委員会規約

(性格および名称)

第1条 当少年委員会は、西濃地区サッカー少年団でもって組織され、西濃地区サッカー協会少年委員会以下「委員会」という。

(事務所)

第2条 当委員会の事務所は、委員長宅に置く。

(目的)

第3条 委員会は、サッカーを通じて少年層の健全な心身の育成を図りあわせてサッカーの技術の普及、発展、交歓、及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカー技術の实地指導及び普及推進
- (2) 上部団体等の開催する大会の参加
- (3) 委員会の開催する大会、その他交歓、リーグ戦等の実施
- (4) その他委員会の目的を達成するに必要な事業

(委員)

第5条 委員会の委員は、西濃地区サッカー少年団の代表者をもって組織する。

2 委員会の中に、次の部を設置し全委員でもって組織する。

- (1) 総務部
- (2) 競技部
- (3) 審判部
- (4) 強化部
- (5) 技術部
- (6) フットサル部

(役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委員長 一名

- (4) 副委員長 若干名
- (5) 常任委員 若干名
- (6) 委員 若干名
- (7) 監事 一名
- (8) 事務局長 一名
- (9) 事務局員 若干名
- (10) 会計 一名

2 委員会に顧問、参与を置くことができる。

#### (役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は、大垣サッカー連盟の会長を当てる。
- (2) 委員は、各団から若干名を選出する。
- (3) 副会長、委員長、副委員長及び事務局長は委員会において、委員の中から選出する。
- (4) 常任委員は、別表(1)のとおり委員の中から選出する。
- (5) 監事は、委員会において選出する。
- (6) 事務局及び会計は、委員会において委員の中から選出する。
- (7) 顧問、参与は、サッカー功労者または学識経験者を委員会において推薦する。

#### (分担)

第8条 役員業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、委員長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、常務を処理、執行する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代行する。尚、各部の部長を兼務する。(代行の順序は、総務、競技、審判、強化とする。)
- (5) 常任委員は、常任委員会を組織し、常務を処理、執行する。
- (6) 委員は、委員会を組織し、一般の会務を執行する。また、委員会は緊急事項については、会長の同意を得て処理することができる。
- (7) 監事は、会計を監査する。
- (8) 事務局長は、委員会の総括的事業を処理する。
- (9) 事務局は、委員会の事務を処理し、事務局長に事故等あるときは、その職務を代行する。
- (10) 会計は、当委員会の会計事務を執行する。
- (11) 顧問及び参与は、会長及び委員会の諮問に応じ、委員会に出席して意見をのべることができる。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員の任期が満了となった時には後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

3 役員の中で欠員が生じた時には、第7条により後任者を選出する。この場合の後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 委員会は毎年3月または4月に開催し、次の事項を決定する。

ただし、会長は必要に応じまたは3分の1以上の委員の請求があった時には、2週間以内に召集する。

- (1) 役員の選出
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業報告及び事業計画
- (4) 規約の改正
- (5) その他の重要事項

第11条 常任委員会は、必要に応じて会長が召集する。

第12条 全ての会議は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第13条 全ての会議の決定は、その出席役員の過半数の決議による。

2 会議に出席できない役員は、他の者に委任することができる。

(会計)

第14条 委員会の会計は、西濃地区サッカー少年団の負担金、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第15条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 委員会の予算並びに収支決算は監事の監査を経たうえ、委員会の承認を得なければならない。

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は、委員会の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(委任)

第18条 この規約に定める者のほか、委員会の運営に執拗な事項は委員長が定める。

付則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

付則

(附) この規約は、平成2年4月1日から施行する。

(附) この規約は、平成8年4月1日から施行する。

(附) この規約は、平成20年4月1日から施行する。

別表(1)

地区名	登録数	常任委員数
東ブロック	7	2
西ブロック	7	2
南ブロック	7	2
北ブロック	7	2
	28	8

東ブロックとは、興文・小野・大垣東・名森・墨俣 SUN's・BIANCO FC・F.C. Alma

西ブロックとは、大垣西・静里・日新・FU～WA.FC・レインボー垂井 FC・宇留生・FC ALONDRA

南ブロックとは、江並・安井・FC 養老・養老キッカーズ・平田・海津・ブラバ

北ブロックとは、大野 SC・揖斐川 FC Jr・池田 FC・神戸・FC ヴィオーラ・中川・大垣北

